

その夜、大西丹後と内記、権太夫は徹夜で話し合った。丹後は、

「公家や公卿は鼻薬をかがさぬ

とももの役に立たぬものじゃ、気にすることはない。しかし松平公の

お耳に入れた所で、寺僧の社人に

対する庄迫はどうなるものでもな

い。これは単なる金毘羅の問題でな

く、もつと大きな問題なのだ。そも

そも金毘羅大権現は天竺より垂迹

の神なのだ。本地を調べれば誰にで

も分る、しかるに神に奉仕する社人

が軽んじられて坊主が総てを支配

するとは何事ぞ、先年、三十番神社

の社人太夫が金光院宥盛殿の

横暴に耐えかね、宥盛殿を鉄砲で撃

つたが、時の藩主生駒一正公は、

十分な調査もされず才太夫一族を

斬首された。ところが生駒家はあの

通り四代五十四年で改易された。

神罰があつたのじゃ、今回のこと

も恐らく高松藩では埒明かぬぞ、思

いきつて幕府の神社奉行に訴え、

ご政道のあやまりを正すべきじゃ」

と老の一徹で涙を浮べてかきく

どいた。

「五条八幡の再建のことでは、

幕府の神社奉行殿にお目通りを願

わねばならぬ、内記、この際思いき

つて、金毘羅の惰落ぶりを訴える

か。そして金光院殿に反省して貰い

たいものじゃ」

権太夫がそういうと、内記は暫

く考え込んでいたが、ややあつて

「徳川幕府のなされ方が気に入

ませぬ、キリスト教弾圧の名のも

とに、仏教ばかり保護し、神道に

ついては政教分離とは名ばかりで

実が伴つておりませぬ、従来は

朝廷の神祇官が自ら吾々に与え

ていたものを、白川伯家と吉田家に

ゆだねたのも、われら社人と朝廷

の結びつきを裂くためやも知れま

せぬ。そもそもわが大日本は神国な

り、神武の昔にかえつて今少し、

われら社人に力を与えよと、正面

からやりましょうか」

それを聞くと大西丹後は、わが膝

をはたと叩いて、

「よくぞ申した内記、讃岐に配流の

両上人の例もある。幕府の権力

に抗して一歩もひかぬ信念こそ

大切じゃ、丹後積年のうらみは、

幕府権力と結びついた僧侶の横暴

を許したことじゃ、われら社人に

今少し力があれば、禁裏の帝もあ

れ程は冷遇されまいものを」

そういうと大西丹後は、はらはら

と落涙した。権太夫は内記の顔をじ

つと見つめながらいった。

「兄者の件にしては内記、お前は

骨があるのう、気に入ったぞ、しか

しお前には妻子がある。やるなら

ひとりもの独身者のわしがやろう」

「いえ、お年を召した叔父上一人に

江戸への長旅はさせられませぬ、そ

れに内記は己れの学んだ学問の総

てを、この一事に賭ける所存でござ

れば……」

「内記も権太夫殿も共に行かれよ、

老いたりといえども大西丹後、吉田

神道の総力をあげて後盾になり

申すぞ」

「大西丹後殿が骨を拾うてくださ

るならば、安心じや、のう内記」

権太夫は内記の決心がにぶるの

を恐れるかのように内記の肩を叩

いてはげました。

内記と権太夫が心血をそそいで

一通十一條の訴状をしたためて、

京都を出発したのは、寛文十年

（一六七〇）八月八日の早朝

当時の幕府の神社奉行は、小笠原

山城守、加々爪甲斐守の兩名で

九月の月番、加々爪甲斐守は、

高松藩主松平頼重あて、両者を

対決させるよう、訴状に裏書きして

送った。

驚いた高松藩が、金光院の先の

別当宥典と高松藩 神社奉行 間宮

九郎左衛門を、藩の船で出發させ

たのは九月五日である。

船は七日夕方大坂へつき、大坂藩

邸で宿泊、供揃いを整えて十日

大坂を出發、江戸到着は九月

二十一日であった。

両者の対決は九月二十七日と決

められていたが、高齢の宥典が長旅

の疲れで起きあがれず、十月九日

まで延期された。

その実、宥典の病気は口実で、

幕閣の要人へ挨拶廻りをするため

であった。

十月九日は秋晴れの日であった。

厚物咲の菊の香が漂う、加々爪

甲斐守の役宅にある白洲に内記と

権太夫は座っていた。

七月末に讃岐を出發した内記と

権太夫は、薄汚れた単衣姿で、姿

形こそうらぶれはてていたが、胸

の炎は赤々と燃えていた。

一方、宥典は正面右側の廊下に

座布団を与えられて座っていた。白

羽二重の袷に紫の法衣、水晶の

数珠をまさぐる姿は、数万石の

大名と対等の品位を備えていたが、

眸は何故か落ちつきがなかった。

正面の加々爪甲斐守は激しい

口調で兩名に

「内記、その方の父松太夫、並びに

それなる叔父権太夫は、今を去る

三十余年前の寛永十九年、金光院

別当に対し、一切下知にそむきまじ

くと誓書を出して社人となりしを

忘れしか、更に慶安元年の金毘羅へ

の朱印状下付に際し、下々まで

異議なきよう連判を取った。その時

も、松太夫及び権太夫は連判を致

しておる。にもかかわらずこの度の

主筋に対する非道の訴訟は断じて

許すまじきことなり、更に汝等は、

五条八幡再建を口実に、寄附を

強要して、それを路銀に出府せし

由、重々不屈なり、よつて重罪に

処する」

と叱咤した。

内記はきつと面をあげ、毅然としていった。

「恐れながら申しあげます。誓書を出したるも連判致せしも、松太夫と権太夫でござる。某は玉尾内記、その件に関係ござらぬ。某の訴状十一カ条について明確なるご返答を頂きたく存ずる」

加々爪甲斐守は、内記の朗々たる声に押され返答に窮し、内記をにらみすえた。

その時宥典が、「お奉行、愚僧より申し聞かせます」と

「そういうと宥典は、両眼をじ

重々しく念仏を唱えてから、

「よく聞けよ内記、三百三十石は別当へのくだされもの故、何に使う

てもよいのじや、神域の伐採も当然認められておる。また法衣の僧が

神前に祝詞を奏上するものも、天下平安のご祈禱ゆえ、昔から許されておるのじや」

「ならば承わる。三百三十石の社領米を、神事にお入れなされたことがござるか。そもそも、わが日の本は神国なるに、神事を

かにしてぜいたく三昧……」

「黙れ！黙れ！」

横あいから、加々爪甲斐守の怒声がとんだ。

「主たる別当殿へ対し、逆意を企てし痴れ者め、黙りおろう！」

その声と同時に、六尺棒が内記の背でうなった。打ち据えられている内記に代って、

「われらの訴えは私怨に非ず、天下のご政道を正すためでござるぞう！」

と権太夫が立ち上って叫んだ。

しかしその悲痛な叫び声の終らぬうちに、権太夫はひたたてられた。

加々爪甲斐守は宥典をかえりみていった。

「兩名の身柄は、金光院へお渡し申す」

宥典は、座布団をおり頭を深々とさげて一礼すると、

「われら沙門の身、以後のことは、高松藩に一任致したく存じます」

「結構でござる」

加々爪甲斐守は大きくうなずき、内記に皮肉な一べつを送ると、

「これにて一件落着」

歯切れの悪い声を残して、立去る

甲斐守の後姿を、内記はまなじりも裂けよとばかり、にらみつけた。

「己れ！頭が高い」

六尺棒が、やせた内記の背に情

容赦なく打ちおろされた。骨のきし

むような痛みを耐えている内記の

双眼から、熱い泪があふれ落ちた。

それは無念の泪であった。更に

追いうちをかけるようにその夜

大西丹後病死の便りがとどいた。

それから二十日あまり、内記と

権太夫は軍鶏駕籠におしこめられ

て、讃岐へついたのは十一月二日

であった。

(以上11月12日放送分)